

生駒市訓令甲第 3 号

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の整備に関する訓令  
次に掲げる訓令の規定中「㊤」を削る。

- (1) 生駒市職員研修規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 4 号）別記様式
- (2) 生駒市職員服務規程（昭和 4 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）様式第 7 号  
及び様式第 8 号
- (3) 生駒市職員被服貸与規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 5 号）様式第  
1 号
- (4) 生駒市職員給与の口座振込実施要領（昭和 5 4 年 7 月生駒市訓令甲第 7  
号）別記様式

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令の規定により提出されている様式は、この訓令による改正後の訓令の規定により提出された様式とみなす。